

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会  
第54回家きん疾病小委員会概要  
(平成28年11月29日開催)

- 1 本病の防疫措置に当たっては、初動対応が何よりも重要であり、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、移動制限、殺処分、埋却、消毒等の徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 2 感染拡大防止のため、疑い農場周辺の消毒を強化するとともに、疫学的に関連のある農場や汚染物品の特定を早急に進め、伝播リスクに応じた合理的な対策を講じること。
- 3 本年9月に発出された「平成28年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」において言及されているとおり、国内の家きん飼養農場において、毎日の飼養家きんの健康観察及び記録を行い、異状があった場合の早期の通報を徹底することが、周辺農場へのまん延防止につながる極めて重要な措置であることを改めて周知すること。
- 4 本病のまん延防止と再発防止のためには、感染経路の究明が重要であり、そのためには、科学的なデータに基づいた詳細な疫学的調査が不可欠である。野鳥で本病が多発している状況及びアジア近隣諸国、世界での野鳥・家きんでの本病の続発状況を踏まえつつ、疫学調査チームや県が行う疫学調査の結果や野鳥も含めたウイルスの性状分析の結果を基に、感染経路の究明に努めるとともに、これを防疫措置に反映すること。
- 5 また、防疫の実施に当たっては、公衆衛生部局との連携を密にする。あわせて、野鳥への感染状況を踏まえて、環境部局との情報の共有など適切な連携を図ること。